

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－604	承認日	2007.2.1	1/2
旅費規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

第1条 役員及び従業員が協会用務のため出張したときは、この規定によって旅費を支給する。

第2条 役員及び従業員が協会用務のため出張したときは、左表により旅費を支給する。尚、全日本民医連が招集する場合も、この規定を適用し、差額を支給してもよいこととする。

列車・船舶運賃	日 当		宿 泊 料	
	北陸三県	三県以外	車中泊	宿 泊
普通車実績				
急行又は特急券又は新幹線	1,500 円	3,000 円	5,000円	8,000 円
備 考	陸路100 ｷﾛ以上は急行券支給、急行なき地方はしない。			

第3条 用務性質、宿泊地の情勢、その他特殊事情により所定の金額で支弁しえなかった時は、その支出がやむを得ないものと理事長が認めたものについては、その実費を支給する。

前項の実費を支給する場合は、証拠書類（証拠書類がないときは支払明細書）を提出しなければならない。

協会業務に関する会議、講習会等に出席し、その主催者から交通費、宿泊料等の全部又は一部の支給があったときは、その支給額を差し引いて支給する。

第4条 旅費は、すべて順路によって支給するを原則とするが、理事長が認めた時はこの限りではない。

天災地変、用務の都合、その他やむを得ない事由により順路により難しいときは、実際の経路による。但し、私用のためのまわり路は支給しない。

順路による場合より他の経路によって（新幹線、特急を利用することによって）所要時間が短縮される場合にも適用する。

第5条 協会業務と私用を兼ねて出張した場合は協会業務に要した経費のみを支給する。

第6条 日当は用務の日数に応じ、宿泊料は夜数に応じ支給する。

第7条 出張しようとする時は出張簿に目的、行先、予定、日数、宿舍、その他必要事項を記入し、捺印し、院所長及び理事長の承認を得るものとする。

但し、緊急の場合、そのいとまがないときは、事後その手続きをする。

第8条 出張中、その目的及び行先に変更の必要が生じたときは、速やかにその報告をしなければならない。

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部－法規－本事－604	承認日	2007.2.1	2/2
旅費規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

第9条 出張者は、出張前旅費概算の仮払いを受けることが出来る。

第10条 出張から帰所したときは、直ちに出張報告書を院所長を通じ、理事長に提出し、一週間以内に旅費精算書を理事長の承認印を得た上、精算するものとする。

第11条 本規定で出張とは、片道50Km以上の地をいう。

第12条 片道50Km以下の場合は実費を支給する。

第13条 北陸3県内の職員の出張勤務は次の通りとする。

県外の院所へのお出張勤務を命ぜられたとき。

- ① 普通車実費と急行券実費
- ② 北陸3県内の日当

県内の院所へのお出張勤務を命ぜられたとき。

- ① 普通車実費と急行券又は特急券実費、或いはバス賃と急行又は特急料金実費のいずれか。
- ② 北陸3県内の日当
- ③ 同一市内にあってはバス賃又はハイヤー賃実費のみとする。

協会内の出張勤務については勤務を受けた院所で旅費支給を行う。

第14条 院所外で行う検診の場合は交通費について実費支給とする。

第15条 協会内で転任を命ぜられた職員が、その転任に伴い移住するときは移転料として次の金額を支給する。

- | | |
|---------|---------|
| 単身赴任のとき | 20,000円 |
| 家族同伴のとき | 40,000円 |

第16条 研修のため派遣される職員に対しては、本規定により旅費を支給する。研修を終え帰任する場合も同じ。

第17条 理事長の承認を受け、6ヶ月以上研修のため派遣される職員に対しては、移転料として単身赴任の場合、30,000円、家族同伴の場合、100,000円を支給する。研修を終え帰任する場合も同じ。

第18条 第15条により赴任する職員が家族を同伴するときは、その扶養家族について、本規定により旅費を支給する。

但し、満6才以上、12才未満の子については半額、6才未満の子については日当・宿泊料のみの半額とする。研修を終え帰任する場合も同じ。